



2025 年 6 月 27 日

各 位

会社名 フランスベッドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 池田 茂
(コード番号：7840 東証プライム)
問合せ先 取締役（経理/総務グループ担当）長田 明彦
(TEL 03-6741-5501)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「本処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 22 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,800 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,276 円
(4) 処 分 総 額	6,124,800 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の子会社の取締役 2 名 4,800 株

2. 本処分の目的及び理由

当社は、2024 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役が退任時又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、本制度の内容を一部改定することを決議しました。また、2024 年 6 月 25 日開催の第 21 期定時株主総会において、譲渡制限期間については、「割当てを受けた日より 3 年間から 6 年間の間で当社の取締役会が予め定める期間」から「割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、当社の普通株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後 3 か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）」、対象取締役の譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件について、「当社の取締役の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更すること等につき、ご承認をいただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社株価に基づき実質の報酬額が変動する株式報酬制度の一種であり、一定期間継続して当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を務めることを条件とする「在任条件型譲渡制限付株式報酬」と当該条件に加えて当社の取締役会が予め定めた業績目標の達成を条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」により構成されます。当社の子会社であるフランスベッド株式会社においても、

同様に、当社から譲渡制限付株式の付与を受けるための報酬としてフランスベッド株式会社の取締役金銭債権を付与する制度を設けております。以下では、本制度と子会社における同制度をあわせて、単に「本制度」といいます。

対象取締役及び当社の子会社の取締役（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。）は、本制度に基づき当社又は当社の子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役等2名に以下のとおり付与することといたしました。

- I. 在任条件型譲渡制限付株式報酬 普通株式1,600株（現物出資される金銭報酬債権2,041,600円）
（うち対象取締役0株）
- II. 業績条件型譲渡制限付株式報酬 普通株式3,200株（現物出資される金銭報酬債権4,083,200円）
（うち対象取締役0株）

（以下、上記I、IIを合計した金銭報酬債権を「本金銭報酬債権」といいます。）

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等2名が当社又は当社の子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

【本割当契約の概要】

I. 在任条件型譲渡制限付株式報酬

（1）譲渡制限期間

2025年7月22日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問のいずれの地位をも退任した直後の時点又は2026年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの間

（2）譲渡制限の解除の条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

本役務提供期間中に、対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任を含む。）により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から対象取締役等の退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間①に係る月数(12)で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、同専用口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該契約の内容について同意するものとする。

II. 業績条件型譲渡制限付株式報酬

(1) 譲渡制限期間

2025年7月22日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問のいずれの地位をも退任した直後の時点又は2026年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、職務執行開始日から第24期定時株主総会の終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問のいずれかの地位にあったことを条件として、当社の第22期から第24期事業年度にわたる中期経営計画において経営目標とする「連結自己資本利益率(連結ROE)」に係る業績目標の達成度合いに応じて算出した数の本割当株式について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合には、当該退任した時点における業績目標の達成度合い等を踏まえ、合理的に算出した数の本割当株式について対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点における業績目標の達成度合い等を踏まえ、合理的に算出した数の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償

で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、同専用口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該契約の内容について同意するものとする。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、「Ⅰ. 在任条件型譲渡制限付株式報酬」については、本制度に基づくフランスベッド株式会社の第103期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、「Ⅱ. 業績条件型譲渡制限付株式報酬」については、本制度に基づくフランスベッド株式会社の第103期～第104期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものであります。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,276円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上